

第4

憲法審査会

憲法審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査する機関である。

【第204回国会】

1 委員名簿（50人）

会長	細田博之君	自民	幹事	江渡聡徳君	自民
幹事	岩屋毅君	自民	幹事	齋藤健君	自民
幹事	小林鷹之君	自民	幹事	中谷元君	自民
幹事	新藤義孝君	自民	※幹事	山花郁夫君	立民
幹事	奥野 総一郎君	立民			
幹事	北側一雄君	公明		石破茂君	自民
	秋葉賢也君	自民		大串正樹君	自民
	稲田朋美君	自民		鬼木誠君	自民
	大塚拓君	自民		城内実君	自民
	門山宏哲君	自民		後藤田正純君	自民
	黄川田仁志君	自民		柴山昌彦君	自民
	佐藤 ゆかり君	自民		関芳弘君	自民
	鈴木淳司君	自民		野田毅君	自民
	長島昭久君	自民		船田元君	自民
	福井照君	自民		盛山正仁君	自民
	務台俊介君	自民		山下貴司君	自民
	森英介君	自民		今井雅人君	立民
	山田賢司君	自民		近藤昭一君	立民
	大串博志君	立民		中川正春君	立民
	照屋寛徳君	立民		広田一君	立民
	長妻昭君	立民		道下大樹君	立民
	本多平直君	立民		大口善徳君	公明
	谷田川元君	立民		赤嶺政賢君	共産
	國重徹君	公明		足立康史君	維新
	本村伸子君	共産		山尾志桜里君	国民
	馬場伸幸君	維新			

※は、会長代理（平成23年11月17日の憲法審査会幹事会における申合せにより、会長が野党第一党の幹事の中から指名）

2 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案2件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外5名提出、第196回国会衆法第42号）

（詳細は「第1－2（7）憲法改正手続関係」（38ページ）参照）

○ 要旨

憲法改正国民投票の投票人の投票しやすい環境を整えるため、投票人名簿等の縦覧制度の廃止及び閲覧制度の創設、在外選挙人名簿への登録の移転の制度の創設に伴う在外投票人名簿への登録についての規定の整備、共通投票所制度の創設、期日前投票制度の見直し、洋上投票の対象の拡大、繰延投票の期日の告示の期限の見直し、投票所に入ることができる子供の範囲の拡大等の措置を講ずるもの

○ 内閣の意見の聴取

○ 審査結果

修正

<修正内容>

国は、この法律の施行後3年を目途に、投票人の投票に係る環境を整備するための事項並びに国民投票の公平及び公正を確保するための事項について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする等

○ 審査経過

提出日	衆・本会議 趣旨説明	衆・審査会			衆・本会議 議決日 結果	参・審査会 議決日 結果	参・本会議 議決日 結果	公布日 番号
		付託日 趣旨説明	質疑	議決日 結果				
(平成 30. 6. 27)		令和 3. 1. 18 (平成 30. 7. 5)	令和 3. 4. 15 4. 22 5. 6	5. 6 修正(多) (賛-自民・立民・公明・ 維新・国民) (反-共産)	5. 11 修正	6. 9 可決	6. 11 可決	6. 18 法76号

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（原口一博君外2名提出、第198回国会衆法第9号）

○ 要旨

憲法改正国民投票の投票人が憲法改正案に関する正確な情報に基づく多様な意見を踏まえて賛成又は反対の判断を行うことができる環境の整備等を図るため、政党等による国民投票運動等のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の禁止、特定国民投票運動団体の届出及び収支報告、国民投票運動等に関する支出金額の制限、国民投票運動等に関する寄附の制限、インターネット等を利用した国民投票運動等の適正化、国民投票の当日における国民投票運動の禁止その他の公正な国民投票運動等の実施のための措置、憲法改正案の広報の充実強化及び投票環境の整備等並びに国政選挙の選挙運動期間と国民投票の期日前投票の期間との重複を回避し国民投票に関する周知等のための十分な期間を確保するための措置等を講ずるもの

○ 審査結果

継続審査

○ 審査経過

提出日	衆・本会議 趣旨説明	衆・審査会			衆・本会議 議決日 結果	参・審査会 議決日 結果	参・本会議 議決日 結果	公布日 番号
		付託日 趣旨説明	質疑	議決日 結果				
(令和 元. 5. 21)		3. 1. 18			6. 16 閉会中審査			

3 国政調査

国政調査では、自由討議が行われた。主な発言内容は、次のとおりである。

○ 主な発言内容

〈日本国憲法に関する議論〉

- ・ 緊急事態における国会機能の維持（本会議における「出席」概念（憲法第56条）の解釈（オンラインによる「出席」の可否等）、国会議員の任期延長、衆議院議員の任期満了時における参議院の緊急集会による対応の可否等）に関する議論の必要性
- ・ 緊急事態において国会が機能しない場合の代替手段の在り方（当該手段に対する国会・裁判所による統制の確保を含む）に関する議論の必要性
- ・ 改正新型インフルエンザ等対策特措法の憲法上の問題点等に関する議論の必要性
- ・ 自衛隊、デジタル時代における人権及び民主主義、同性婚、教育を受ける権利、一票の格差、地方自治、憲法裁判所等に関する議論の必要性

〈憲法改正国民投票法に関する議論〉

- ・ 国民投票法改正案（第196回国会衆法第42号及び第198回国会衆法第9号）の内容及び両議案の審査の進め方
- ・ 国民投票と選挙の性格の違いと制度の異同
- ・ 開票立会人選任規定の整備及び投票立会人選任要件の緩和（令和元年公職選挙法改正と同内容）、郵便投票制度の対象拡大等に関する議論の必要性
- ・ 広告放送、インターネット広告、インターネットを利用した国民投票運動、運動資金の透明化及び外国人の寄附規制、最低投票率等に関する議論の必要性
- ・ 国民投票法改正案（第196回国会衆法第42号）に対する修正に係る検討条項の趣旨

〈今後の憲法審査会の進め方〉

- ・ 憲法本体の議論と手続法である国民投票法の議論を同時並行で進めることの是非
- ・ 今後の憲法審査会の活動の在り方（開催頻度、運営の在り方等）



憲法審査会（第204回国会）

【第207回国会】

1 委員名簿（50人）

会長	森 英介君	自民			
幹事	加藤 勝信君	自民	幹事	上川 陽子君	自民
幹事	柴山 昌彦君	自民	幹事	新藤 義孝君	自民
幹事	西村 康稔君	自民	幹事	奥野 総一郎君	立民
幹事	道下 大樹君	立民	幹事	馬場 伸幸君	維新
幹事	北側 一雄君	公明			
	秋葉 賢也君	自民		井出 庸生君	自民
	井野 俊郎君	自民		井上 貴博君	自民
	伊藤 信太郎君	自民		伊藤 達也君	自民
	石破 茂君	自民		稲田 朋美君	自民
	岩屋 毅君	自民		衛藤 征士郎君	自民
	越智 隆雄君	自民		大串 正樹君	自民
	國場 幸之助君	自民		下村 博文君	自民
	中西 健治君	自民		船田 元君	自民
	古屋 圭司君	自民		細野 豪志君	自民
	松本 剛明君	自民		山下 貴司君	自民
	山田 賢司君	自民		山本 有二君	自民
	新垣 邦男君	立民		近藤 昭一君	立民
	櫻井 周君	立民		中川 正春君	立民
	野田 佳彦君	立民		太 栄志君	立民
	本庄 知史君	立民		谷田川 元君	立民
	吉田 はるみ君	立民		足立 康史君	維新
	小野 泰輔君	維新		三木 圭恵君	維新
	日下 正喜君	公明		國重 徹君	公明
	吉田 宣弘君	公明		玉木 雄一郎君	国民
	赤嶺 政賢君	共産		北神 圭朗君	有志

2 議案審査

付託された議案はなかった。

3 国政調査

国政調査では、自由討議が行われた。主な発言内容は、次のとおりである。

○ 主な発言内容

〈日本国憲法に関する議論〉

- ・ 緊急事態対応（本会議における「出席」概念の解釈（オンラインによる「出席」の可否等）、国会議員の任期延長、緊急政令、人権制約等）に関する議論の必要性
- ・ 憲法第9条（自衛隊の明記、専守防衛等）、デジタル時代における人権保障及び民主主義、地球環境保全の責務、教育の充実・無償化、一票の格差、臨時会召集要求への対応、地方自治、憲法裁判所、憲法改正の発議要件等に関する議論の必要性

〈憲法改正国民投票法に関する議論〉

- ・ 「投票環境の向上」及び「国民投票運動における広告規制等」に関する議論の必要性

〈今後の憲法審査会の在り方〉

- ・ 「日本国憲法に関する議論」及び「憲法改正国民投票法に関する議論」の進め方

- ・ 開催の頻度、分科会の設置等を含めた憲法審査会の運営の在り方
- ・ 憲法改正の発議に向けたプロセスの在り方